

那覇市公報

第 1 7 3 9 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について (保護管理課) 356
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について (保護管理課) 357
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について (保護管理課) 358
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について (保護管理課) 359
- 保育所保育料等の集金代行業務委託について (こどもみらい課) 360

◇ 公 告 ◇

- 土地収用法第 26 条の 2 第 2 項の規定による起業地を表示する図面の長期縦覧について (道路管理課) 361
- 高規格救急自動車購入 (高規格救急自動車購入事業) に係る制限付一般競争入札の実施について (法制契約課) 363

告 示

那覇市告示第 80 号

令和元年 5 月 7 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
鏡原外科医院	医療法人 琉藍会	平成 30 年 12 月 1 日
那覇市鏡原町 27 番 2 号		
ひかりクリニック	田中 由香子	平成 31 年 3 月 1 日
那覇市松山 2 丁目 1 番 12 号 合人社那覇松山ビル 5 階		
首里 千樹の杜クリニック	医療法人 千樹会	平成 31 年 3 月 4 日
那覇市首里崎山町 4-195-50		

那覇市告示第 81 号

令和元年 5 月 7 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
鏡原外科医院	新垣 武三	平成 30 年 12 月 1 日
那覇市鏡原町 27 番 6 号		
ひかりクリニック	関口 卓也	平成 31 年 2 月 28 日
那覇市松山 2 丁目 1 番 12 号 合人社那覇松山ビル 5 階		
さくらメンタルクリニック	田中 由香子	平成 31 年 2 月 28 日
那覇市牧志 3 丁目 5 番 4 号		

那覇市告示第 82 号

令和元年 5 月 7 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	休止年月日
所 在 地	
崇元寺歯科医院	平成 31 年 3 月 30 日
那覇市泊 1 丁目 8 番地 3 2 F	

那 覇 市 告 示 第 83 号

令 和 元 年 5 月 7 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
佐渡山 剛	あん摩・マッサージ はり・きゅう	平成 31 年 4 月 3 日
佐渡山 剛 (出張専業)	那覇市首里久場川町 1-107-9	

那覇市告示第 84 号
令和元年 5 月 7 日

保育所保育料等の集金代行業務委託について

次のとおり委託したので、地方自治法施行令第158条第 2 項及び那覇市会計規則第 34条第 2 項の規定により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

委託期間	自平成31年 4 月 1 日 至令和 2 年 3 月 31日
相手方	那覇市西 1 丁目19番 7 号 株式会社沖縄債権回収サービス 代表取締役 宮城 博

公 告

那 覇 市 公 告 第 2 4 号

平成 31 年 4 月 11 日

掲 示 済

土地収用法第26条の2第2項の規定による起業地を表示する図面の長期縦覧について

下記事業について、国土交通大臣にて土地収用法第20条の規定により事業の認定をし、同法第26条の2の規定による図面の縦覧場所を那覇市役所とした通知を受けたので、同法第26条の2第2項の規定により、平成31年2月4日付け国総収第47号をもって送付された事業認定申請書の添付資料のうち、起業地を表示する図面を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 起業者の名称及び事業の種類

(1) 起業者の名称

国土交通大臣

(2) 事業の種類

一般国道506号新設工事（小禄道路・沖縄県那覇市字鏡水箕隅原地内から豊見城市字名嘉地屋無垣原地内まで）及びこれに伴う一般国道付替工事

2 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 場所 那覇市都市みらい部道路建設課

(2) 期間 平成31年4月11日から事業の認定が効力を失う日^注又は起業者が起業地内のすべての土地について必要な権利を取得した旨の通知がある日まで

※注:「事業の認定が効力を失う日」とは、それぞれの事由に従い下表のとおりである。

失効する事由	失効する日	失効する部分	関連条文
1 事業の認定の告示があった日(収用又は使用の手続を保留した起業地については、手続開始の告示があった日)から1年以内に収用又は使用の裁決の申請がないとき	左の期間満了の日の翌日	左の事由に該当する部分	法第29条第1項 (第34条の5)
2 事業の認定の告示があった日から4年以内に明渡裁決の申立てがないとき	左の期間満了の日の翌日	左の事由に該当する部分	法第29条第2項
3 収用又は使用の手続を保留した起業地について事業の認定の告示があった日から3年以内に手続開始の申立てがないとき	左の期間満了の日の翌日	左の事由に該当する部分	法第34条の6
4 事業の全部又は一部の廃止又は変更があったことを都道府県知事が告示したとき	左の告示があった日	左の告示により収用又は使用の必要がなくなった旨表示された部分	法第30条第4項

那 覇 市 公 告 第 40 号

平成 31 年 4 月 19 日

掲 示 済

高規格救急自動車購入（高規格救急自動車購入事業）に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 4 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 高規格救急自動車購入（高規格救急自動車購入事業）
- (2) 数 量 1 台
- (3) 納入場所 那覇市消防局総務課（那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号）
- (4) 仕 様 入札説明会にて配布致します。
(説明会に参加できない場合は、下記連絡先 消防局総務課
までお問い合わせください。)
- (5) 納入期限 平成 31 年 9 月 30 日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱第 6 条第 1 項の名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、その事実があった後 2 年を経過していること。
- (4) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合であつては、それらの資格等を有していること。
- (5) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。

- ア 暴力団(那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号。以下「暴排条例」という。)第 2 条第 1 号の暴力団をいう。以下同じ。)の関係者又は暴力団員(暴排条例第 2 条第 2 号の暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
 - イ 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。
 - ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (6) 本市において指名停止の措置を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所 那覇市総務部法制契約課

4 入札申込方法

- (1) 申込期限 平成 31 年 5 月 7 日 (火) 午後 3 時
- (2) 申込先 那覇市法制契約課 物品契約グループ
別紙①入札申込書を直接持参するか FAX で申込下さい。
※FAX で申込する場合は、送信後、必ず法制契約課までお電話ください。
※FAX で申込する場合は、必ず後日、原本を法制契約課までご持参ください。

5 入札説明会日時・場所

- (1) 日時 平成 31 年 5 月 8 日 (水) 午前 10 時
- (2) 場所 那覇市役所本庁舎 5 階 入札室
(那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号)

6 入札の日時など

- (1) 日時 平成 31 年 5 月 15 日 (水) 午前 10 時
- (2) 場所 那覇市役所本庁舎 5 階 入札室
(那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号)
- (3) 入札時提出書類
 - ア 入札書 (本市様式)
 - イ 代理人が入札する場合にあっては委任状 (本市様式)

7 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき免除する。

8 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の者の代理をしてなした入札

- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

10 質問の方法・回答

(1) 質問の方法

別紙②質疑応答書に質問内容を記載し、下記消防局総務課に FAX にて提出してください。

FAX 送信後必ず、消防局総務課までご連絡ください。

(2) 質問期限

平成 31 年 5 月 10 日（金）午後 3 時

(3) 質問に対する回答

平成 31 年 5 月 13 日（月）午後 5 時までに入札申込者全員へ FAX にてご回答致します。

11 お問合せ先

(1) 入札方法に関する事項

那覇市 総務部 法制契約課 物品契約グループ

電話 098-951-3253 F A X 098-894-8974

(2) 仕様に関する事項

那覇市 消防局 総務課

電話 098-867-0119 F A X 098-869-1190

別紙①

入札参加申込書

件名：高規格救急自動車購入（高規格救急自動車購入事業）

商 号			
代 表 者 役 職 名			
代 表 者 名	印		
住 所	〒		
電 話 番 号		F A X 番 号	
入 札 説 明 会	参 加 ・ 不 参 加		
担 当 者 名			

※FAXで申込する場合は、必ず送信後、那覇市総務部法制契約課までお電話ください。

※FAXで申込する場合は、説明会か入札時に必ず原本を提出してください。

お問い合わせ先

那覇市総務部法制契約課 物品契約グループ

T E L 098-951-3253 F A X 098-894-8974

担当：荒木・當間

別紙②

質疑応答書

件名：高規格救急自動車購入（高規格救急自動車購入事業）

質問受付期限：平成 31 年 5 月 10 日（金）午後 3 時（時間厳守）

	質 問 内 容（詳しく簡潔に記入お願いします）
1.	
2.	
3.	
4.	
5.	

お問い合わせ先

那覇市消防局 総務課

T E L : 098-867-0119 F A X : 098-869-1190

